

不利益処分の内容	入所の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	こども発達支援センター	処分権者	市 長
設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日		
処 分 基 準 センターの入所の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 9 条第 4 号に該当する場合は、疾病の程度その他の児童へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたとときに必要な範囲内において行う。 3 条例第 9 条第 5 号に該当する場合は、1 及び 2 に掲げるもののほか、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保等から、やむを得ないと認めたとときに必要な範囲内において行う。 			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	こども発達支援センター	処分権者	市 長
設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日		
処 分 基 準 センターの行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがある者に対して行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号のいずれかに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度、他の児童へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 10 条第 1 項第 3 号に掲げる行為にあつては、センターにおいて社会一般常識の範囲を逸脱すると認められたときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保並びに他の児童へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたとときに、必要な範囲内において行う。 			